

一般社団法人STudent-Academia Research Project 定款

令和6年8月6日 作 成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人STudent-Academia Research Projectと称する。

(目 的)

第2条 当法人は、学生が研究職に触れる機会を広範に提供することを目的とし、次の事業を行う。

1. 大学機関等における学生受入機会の増加促進
2. WEBプラットフォームの運営
3. 研究インターン活動に関する情報発信
4. 研究インターン活動の運営補助
5. 基金の設立及び寄付の募集並びにそれらの運用
6. 前各号に附帯する一切の業務

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申

込書により申込みをし、社員総会の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会届を退会する日の1か月以上前に当法人に提出することによりいつでも退社することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 死亡又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失した場合でも、既納の入会金及び会費は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構 成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(招 集)

第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(議 長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位に従い、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第18条 当法人の理事の員数は、1名以上とする。

(理事の選任)

第19条 当法人の理事の選任は、社員総会において総正会員の議決権の過半数を有する

社員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第20条 当法人に理事が2名以上いるときは、理事の互選によって代表理事1名を選定するものとする。

(理事の任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第24条 代表理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については定時社員総会の承認を受け、事業報告については代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第25条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第26条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第27条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人と基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

3 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法に定める範囲内で行うものとする。

第7章 解散及び清算

(解散)

第28条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第29条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第30条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都目黒区駒場四丁目3番20号パークサイド201

百瀬歩子

東京都世田谷区桜丘二丁目2番5-104号

川口万太郎

(設立時の役員)

第31条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 百瀬歩子

設立時理事 川口万太郎

設立時理事 松久直司

(設立時の代表理事)

第32条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

東京都目黒区駒場四丁目3番20号パークサイド201

設立時代表理事 百瀬歩子

(最初の事業年度)

第33条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年7月31日までとする。

(設立時の事務所の所在場所)

第34条 当法人の設立時の事務所の所在場所は、次のとおりとする。

東京都渋谷区渋谷3-1-9 YAZAWAビル3階

(定款に定めのない事項)

第35条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人STudent-Academia Research Project設立のため、設立時社員百瀬歩子外1名の定款作成代理人であるブレイクスルーパートナー司法書士法人は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和6年8月6日

設立時社員 東京都目黒区駒場四丁目3番20号パークサイド201

百瀬歩子

設立時社員 東京都世田谷区桜丘二丁目2番5-104号

川口万太郎

上記設立時社員2名の定款作成代理人

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番14号日本ビルディング3号館3F

ブレイクスルーパートナー司法書士法人

社員 山田晃史